

特定生産緑地（あきる野市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、次のように特定生産緑地の指定を解除する。

番 号	位 置	特定生産緑地の 解除面積	図面 番号
155-1	あきる野市雨間字塚場内	約 1,510 m ²	1 / 1

「区域は解除図表示のとおり」